

報道関係者 各位

令和6年10月22日発表

【照会先】

福岡東労働基準監督署

副 署 長 吉村 裕二

第一方面主任監督官 ひわたし 樋渡 知幸

(代表電話) 092 (661) 3770

(時間外) 092 (661) 3932

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～作業主任者の職務を行っていなかったもの～

福岡東労働基準監督署（署長 おがわ せいご 小河 征午）は、本日、株式会社木下組 きしたくみ 及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年6月7日、福岡市東区みなと香椎の6階建て物流施設新築工事現場において、作業員（外国人技能実習生）が高さ約8メートルの鉄骨上で鉄骨組立作業を行う際、作業主任者が要求性能墜落制止用器具の使用状況を監視する職務を行っていなかったもの。

1 被疑者

(1) 株式会社木下組

所在地：長崎県佐世保市吉井町立石

事業内容：鉄骨組立業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社木下組、被疑者 A とともに、

労働安全衛生法違反

同法第14条（作業主任者）

労働安全衛生法施行令第6条第15号の2（作業主任者を選任すべき作業）

労働安全衛生規則第517条の5第3号（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年6月7日、福岡市東区みなと香椎の6階建て物流施設新築工事現場において、被疑者株式会社木下組が自社の作業員B（外国人技能実習生）に鉄骨組立作業を行わせていたところ、Bが6階鉄骨上から約8メートル下の5階床へ墜落して、頸椎を骨折するなどの重傷を負う労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者が高さ5メートル以上の建築物の鉄骨組立作業を行う場合、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、その作業主任者に作業員の墜落制止用器具の使用状況を監視するなどの職務を行わせることが規定されています。

被疑者Aは、災害が発生した工事現場において、自らを建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者として選任していましたが、災害発生当時、墜落制止用器具の使用状況を監視する職務を行っていなかったものです。

【参照条文】

労働安全衛生法

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(二～四 略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

(一～十五 略)

十五の二 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが五メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業

(十五の三～二十三 略)

労働安全衛生規則

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。